



最低賃金キャッチフレーズ を募集します



2018年度 「兵庫県の最低賃金キャッチフレーズ」募集要領

1 趣旨・目的

兵庫労働局においては、兵庫県最低賃金及び兵庫県特定最低賃金（以下「兵庫県の最低賃金」という）について、労使はもとより県民に対し、幅広く周知することを目的として、兵庫県の最低賃金キャッチフレーズを募集します。

2 主催・後援

主催 兵庫労働局

後援 兵庫県、兵庫労働基準連合会



3 募集の内容

(1) キャッチフレーズの内容

最低賃金について、その重要性が分かりやすく伝わり、また、効果的な周知が期待できる内容（最大40文字）

(2) 応募資格

兵庫県に在住及び在勤の者

(3) 応募条件

応募作品は、未発表で自作のものに限ります。なお、応募作品の著作権は主催者に帰属するものとなります。

(4) 応募締切

平成30年9月3日（月）必着とします



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

4 応募方法

別紙応募用紙により、FAX、郵送、直接持ち込みのいずれかで応募

5 選考及び結果発表等



選考委員会により審査し、優秀賞1点、特別賞1点を決定します。

結果は9月下旬に兵庫労働局ホームページで発表します。

優秀賞及び特別賞に選考された応募者に対しては、10月3日開催予定の表彰式において賞状及び副賞を贈呈します。

6 その他

優秀賞及び特別賞に決定されたキャッチフレーズは、兵庫労働局ホームページに掲載するとともに、兵庫労働局が作成する広報用のチラシ、ポスターにも掲載いたします。



7 過去のキャッチフレーズ（昨年までは労働局で作成していたものです）

29年度「雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も必ず確認、最低賃金」

28年度「必ずチェック！最低賃金 使用者も、労働者も。」

2018年度「兵庫県の最低賃金キャッチフレーズ」応募用紙

応募者 <small>(ふりがな)</small> 氏 名	
年齢 (性別)	歳 ()
職 業 (学生可)	
住 所 (電話番号)	〒 ()
キャッチフレーズ	

【記入上の注意事項】

- 応募できる作品は未発表のものに限ります
- 文字数は最大 40 文字までとします。(句読点、記号等を含む)

【応募締切】

お申込み締切日は、平成30年9月3日(月)です。(必着とします)

【応募方法】

本応募用紙をご利用いただくか、上記の内容を明記した上で、下記応募先にFAX、郵送、直接持ち込みのいずれかでお送りください。

【応募先】

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー16階
兵庫労働局労働基準部賃金室 FAX 078-367-9165 (TEL 078-367-9154)

【個人情報の取扱いについて】

本応募に際し、記載いただいた個人情報は、キャッチフレーズ募集の目的のみに利用し、応募者の同意なく、利用目的を超えて利用することは在りません。ただし、優秀作品に決定された場合は、記載された住所の市郡名、氏名を当局のホームページに掲載することとなりますのでご了解のうえ、ご応募ください。

【その他】

応募用紙は、兵庫労働局ホームページからもダウンロードできます。
ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>